第二十六条を第二十九条とし、第二十三条から第二十五条までを三条ずつ繰り下げる。

第二十二条中「及び職業紹介事業者等」を「、職業紹介事業者等、求人者及び労働者の募集を行う者」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とする。

第四章中第十九条を第二十二条とし、第十八条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とする。

第三章第二節中第十六条を第十九条とする。

第十五条の前の見出しを削り、同条第五項及び第六項中「第十五条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「（委託募集の特例等）」を付する。

第十四条中「第十二条」を「第十五条」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条第一項中「第十五条」を「第十八条」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条を第十五条とする。

第三章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節　労働者の募集を行う者等が講ずべき措置

（青少年雇用情報の提供）

第十三条　労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集（次項において「学校卒業見込者等募集」という。）を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項（同項及び次条において「青少年雇用情報」という。）を提供するように努めなければならない。

2　労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集に当たり、当該学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

第十四条　求人者は、学校卒業見込者等求人の申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するように努めなければならない。

2　公共職業安定所又は職業紹介事業者に学校卒業見込者等求人の申込みをした求人者は、その申込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

第三章第一節中第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（求人の不受理）

第十一条　公共職業安定所は、求人者が学校（小学校及び幼稚園を除く。）その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であって卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者（第十三条及び第十四条において「学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした求人（同条において「学校卒業見込者等求人」という。）の申込みをする場合において、その求人者がした労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、職業安定法第五条の五の規定にかかわらず、その申込みを受理しないことができる。

第三条　青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　雑則（第二十三条―第三十一条）」を「第五章　職業生活における自立促進のための措置（第二十三条―第二十五条）　第六章　雑則（第二十六条―第三十四条）　第七章　罰則（第三十五条―第三十九条）」に改める。

第八条第一項中「第二十七条」を「第三十条」に改める。

第二十一条中「（昭和四十四年法律第六十四号）」の下に「第三十条の三に規定するキャリアコンサルタントによる相談の機会の付与、同法」を加える。

第三十六条中「第二十五条」を「第二十八条」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十五条を第三十八条とし、第三十二条から第三十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第六章を第七章とする。

第三十一条中「第二十四条及び第二十五条」を「第二十七条及び第二十八条」に改め、第五章中同条を第三十四条とする。

第三十条中「第二十四条」を「第二十五条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十七条」に、「第二十五条」を「第二十八条」に、「第二十六条」を「第二十九条」に、「第二十七条」を「第三十条」に、「第二十八条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十九条を第三十二条とし、第二十三条から第二十八条までを三条ずつ繰り下げる。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　職業生活における自立促進のための措置

（職業生活における自立の促進）

第二十三条　国は、就業、修学及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であって、職業生活を円滑に営む上での困難を有するもの（次条及び第二十五条において「無業青少年」という。）に対し、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第二十四条　地方公共団体は、前条の国の措置と相まって、地域の実情に応じ、無業青少年の職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（求人者等に対する指導及び援助）

第二十五条　公共職業安定所は、無業青少年に適職を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、職業経験その他の求人の条件について指導するものとする。

2　公共職業安定所は、無業青少年を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、配置その他の無業青少年の雇用に関する事項について、必要な助言その他の援助を行うことができる。

（職業安定法の一部改正）

第四条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「卒業した」を「卒業し、又は退学した」に改め、同条第三項中「機会」の下に「又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリアコンサルタントによる相談の機会」を加える。

第三十三条の二第一項第三号中「（昭和四十四年法律第六十四号）」を削り、「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第五条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の五」を「第十五条の六」に、「第十五条の六」を「第十五条の七」に、「第七節　職業訓練指導員等（第二十七条の二―第三十条の二）」を「第七節　職業訓練指導員等（第二十七条の二―第三十条の二）　第八節　キャリアコンサルタント（第三十条の三―第三十条の二十九）」に、「第五章　技能検定（第四十四条―第五十一条）」を「第五章　第一節　技能検定（第四十四条―第五十一条）　第二節　職業能力検定（第五十一条の二・第五十一条の二）」に改める。

補則（第五十条）を削る。

第二条に次の一項を加える。

5　この法律において「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。